

## 加須市指名競争入札執行要綱

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託、物品の購入、印刷の請負、物品に係る賃貸借、建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第 2 条 建設工事等の入札参加者を指名する者は、加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 22 年加須市告示第 8 号）第 3 条第 1 項又は加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程（令和 7 年加須市告示第 100 号）第 2 条第 1 項で規定する資格者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

(指名及び入札の通知)

第 3 条 市長又は市長から委任を受けた者（以下「発注者」という。）は、当該建設工事等の入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を、指名通知書により、入札参加者に通知しなければならない。

2 前項において、当該通知をする日から入札を執行する日までの間に、入札参加者が見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。この場合において、建設工事の見積期間は、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく期間とする。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、入札事務を所掌する部長又は部長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札をするに当たって、その執行を補助させるため、入札事務を所掌する課の職員（以下「入札執行補助者」という。）に補助させるものとする。

（入札の準備）

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の最低制限価格書又は調査基準価格書及び失格基準価格書（失格基準価格を定めることが困難又は適当でないと判断した場合は、この限りでない。以下同じ。）並びに入札執行に必要なものを準備しなければならない。

（入札）

第6条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったとき、開始を告げ順次入室させ、当該建設工事等の名称及び場所並びに入札参加者名を読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。

3 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札参加者の数が入札執行前に1人になったときは、入札を執行しないものとする。ただし、入札執行中に1人になったときは、その限りでない。

5 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。

6 前項において使用する封筒の表面には、建設工事等の名称及び場

所、表面又は裏面には入札参加者の住所及び氏名を記載させるものとする。

7 入札書は、入札参加者が見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載する旨を読み上げて、確認を行うものとする。

(代理人による入札)

第 7 条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第 8 条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 入札執行前においては、入札辞退届を郵送又は直接持参させる。ただし、郵送により入札辞退届を提出する場合は、入札執行日の前日(前日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。)までに必着させるものとする。

(2) 入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換等の禁止)

第 9 条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第 10 条 入札執行者は、入札参加者が連合したとき、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(開札)

第 1 1 条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣した上、入札執行補助者に直ちに入札書を開封させた後、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、入札執行補助者に開札した入札書を入札価格順に整理させた後、予定価格（税抜）と入札価格との対比を行わなければならない。この場合において、落札者の決定に係る最低制限価格又は調査基準価格及び失格基準価格を設けているときは、これの 110 分の 100 の価格との対比を併せて行わなければならない。

5 開札の結果は、入札価格が最低であった者の入札参加者名及び入札価格を公表するものとする。この場合において、最低制限価格又は失格基準価格を設けているときは、予定価格（税抜）の制限の範囲内で、これの 110 分の 100 の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

(入札の無効)

第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項が異なる入札書、記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札

- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) その他指名通知書に示す事項に反した入札  
(落札者の決定)

第 1 3 条 入札執行者は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。この場合において、最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格（税抜）の制限の範囲内で、これの 110 分の 100 の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者決定後、落札者のうち免税業者に限り免税事業者届出書を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて、これに該当する場合、この届出書を徴収するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第 1 4 条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第 1 5 条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、

当該調査基準価格の 110 分の 100 の価格未満の入札（調査基準価格を設けた場合であって、失格基準価格を設けたときは、調査基準価格の 110 分の 100 の価格未満の入札かつ当該失格基準価格の 110 分の 100 の価格以上の入札。以下「低価格入札」という。）があるときは、入札執行者は、第 13 条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する旨宣言の上、入札執行を終了するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札参加者により契約の内容を適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札

2 前項の場合において、予定価格（税抜）の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前条第 2 項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

4 入札執行者は、くじによる順位の決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

（失格基準）

第 16 条 前条第 1 項の規定により失格基準価格を設けた場合であつて、当該失格基準価格未満の入札があつたときは、当該入札者を失格とする。

（低価格入札の調査）

第 17 条 第 15 条第 1 項の規定により入札執行を終了したときは、

加須市低入札価格調査制度取扱要綱（平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁）に規定する調査を行い、落札者を決定するものとする。

- 2 すべての低価格入札について前項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、予定価格（税抜）の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、第 15 条第 2 項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。

（不調時の取扱い）

第 18 条 入札執行者は、入札によっても落札者がいないときは、入札を打ち切り、事業担当課へその旨通知するものとする。

（落札結果等の通知）

第 19 条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。

- 2 入札執行者は、第 15 条第 1 項の規定により落札者の決定を保留した場合には、前項の規定にかかわらず、第 17 条の規定による調査を実施した後、その結果を入札参加者（落札者となった者を除く。）に通知するものとする。

- 3 入札執行者は、第 13 条、第 14 条又は第 17 条により落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に通知するものとする。

- 4 前項の通知が落札者に到着した日から 5 日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失う。

（契約書類等の送付）

第 20 条 前条の通知には、契約書類、設計図書及びその他契約に必要な関係書類を添付するものとする。

（市議会の議決を要する契約）

第 21 条 加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例（平成 22 年加須市条例第 49 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たる日から本契約として契約の効力を有するものとする。

- 2 前項に規定する契約が議会で否決されたときは、前項の仮契約は契約の効力を有しないものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

（契約の確定）

第 2 2 条 契約は、発注者と契約の相手方が契約書（変更契約の場合においては変更契約書）に記名押印したときに確定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項の仮契約については、本契約成立までの間は、発注者の都合により当該仮契約を解除できるものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

（電子入札）

第 2 3 条 電子入札により入札を執行する場合の必要な事項については、加須市公共工事等電子入札運用基準（平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁）及び加須市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年 3 月 12 日市長決裁）の規定によるものとする。

（その他）

第 2 4 条 入札執行者は、必要に応じてその入札に指名された入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる

- 2 入札執行者は、当該入札が建設工事である場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の 1 年 7 か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事においては 1,500 万円未

満、それ以外においては 500 万円未満の場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の加須市建設工事請負等指名競争入札執行要領(平成 5 年 4 月 1 日施行)、騎西町建設工事請負等指名競争入札執行要領(平成 21 年 8 月 17 日施行)、北川辺町建設工事請負等指名競争入札執行要領(平成 15 年 4 月 18 日施行)若しくは大利根町建設工事請負等指名競争入札執行要領(平成 8 年大利根町訓令第 8 号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この要綱の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 23 年 7 月 13 日部長決裁)

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日部長決裁)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 19 日部長決裁)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 13 日部長決裁)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 17 日部長決裁)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。